

平成30 年度 就労準備支援事業従事者養成研修

会場:タイム24ビル 13階研修室131

2018年10月3日(水)14:20~15:05(45分)

「これまでの取り組み実績と考え方」

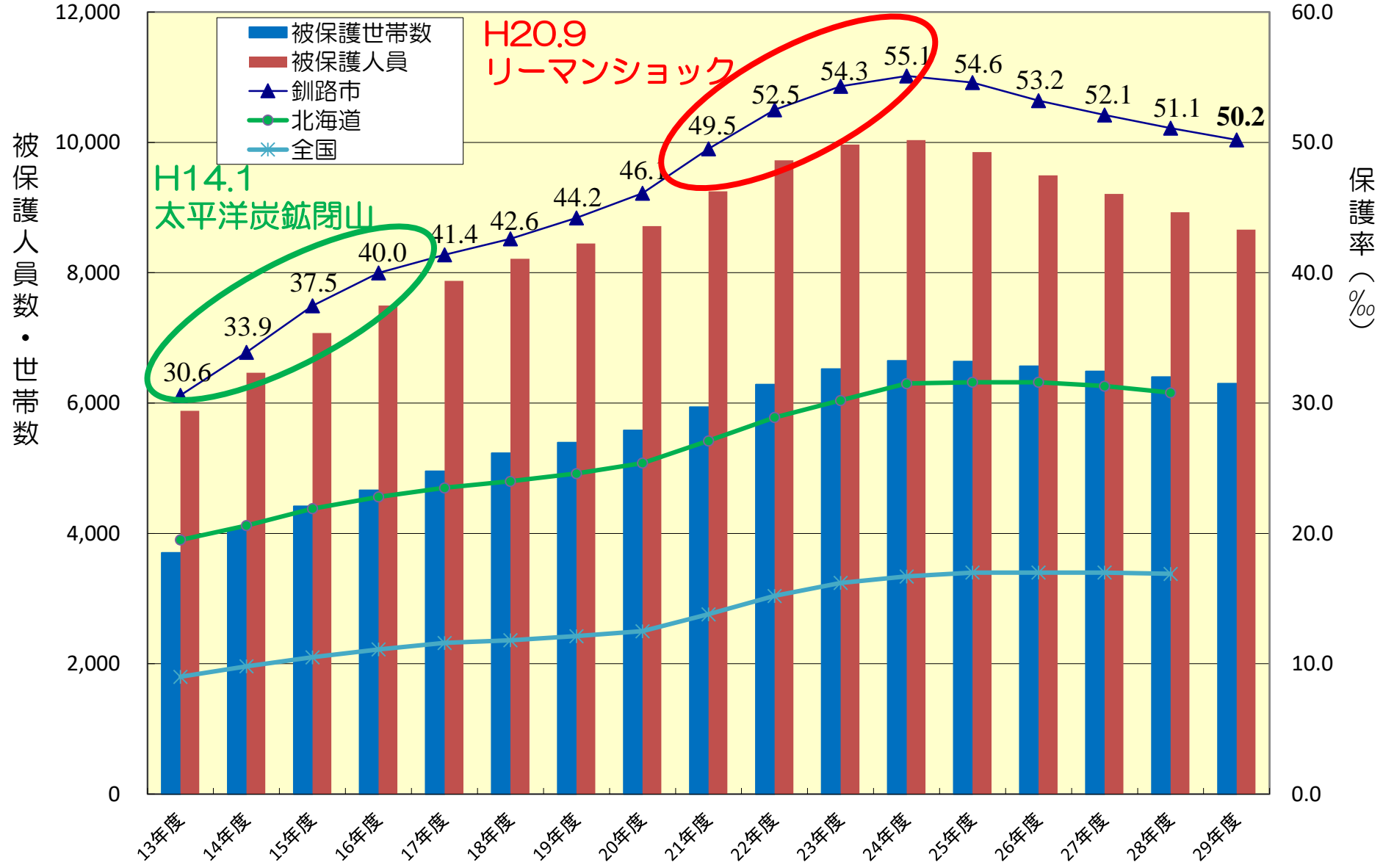
～かけがえのない私という実存の獲得と
地域に根ざした中間的就労、生きる場づくり～

(一社) 釧路社会的企業創造協議会副代表

釧路市・釧路管内生活相談支援センター(くらしごと)長

櫛部 武俊

保護率（生活保護人員数・世帯数及び保護率）



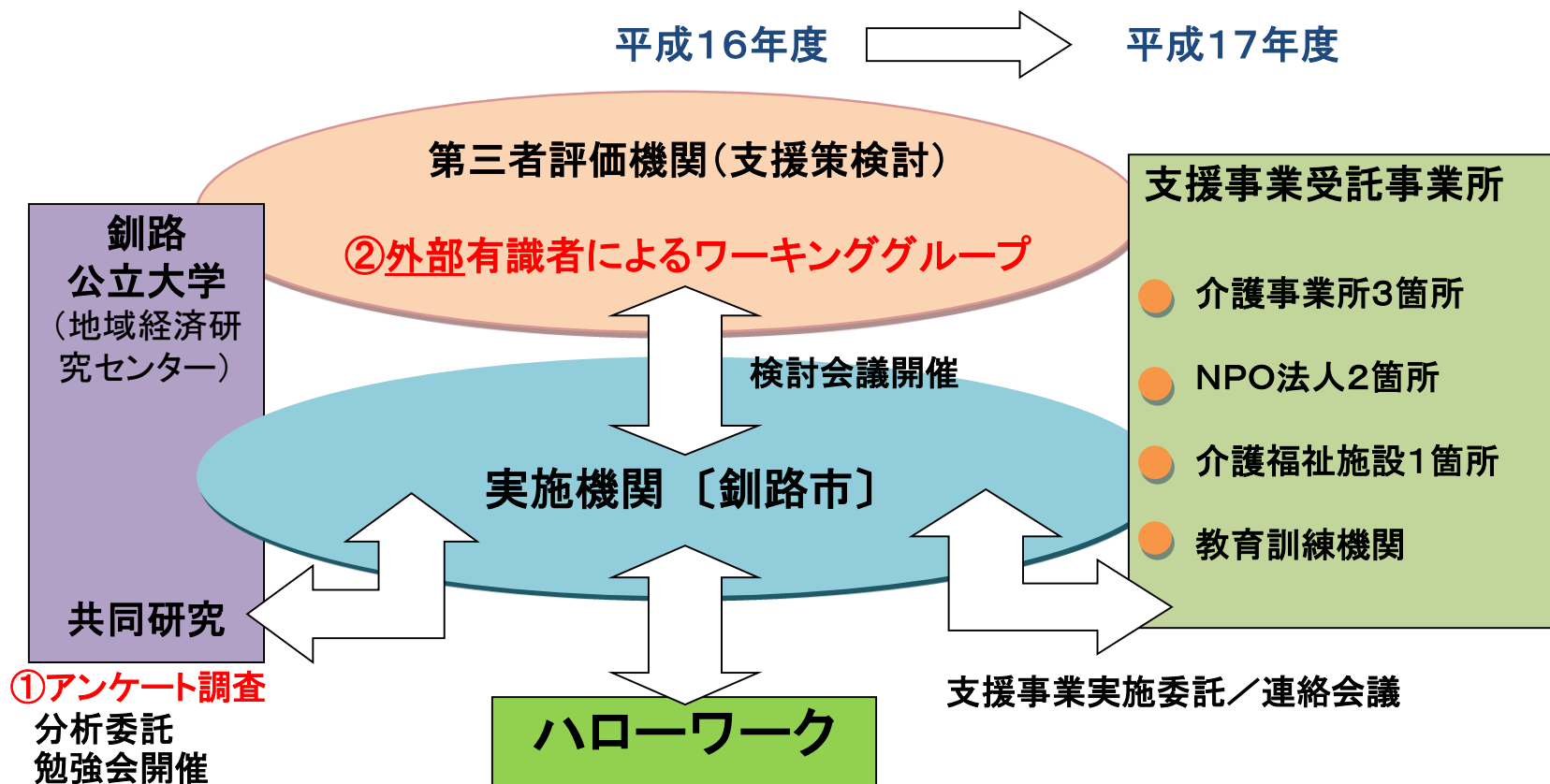
市民約20人に1人が被保護者である。被保護者の自己肯定感の回復、地域全体の自尊心回復が課題

生活保護母子世帯自立支援モデル事業

<事業実施内容>

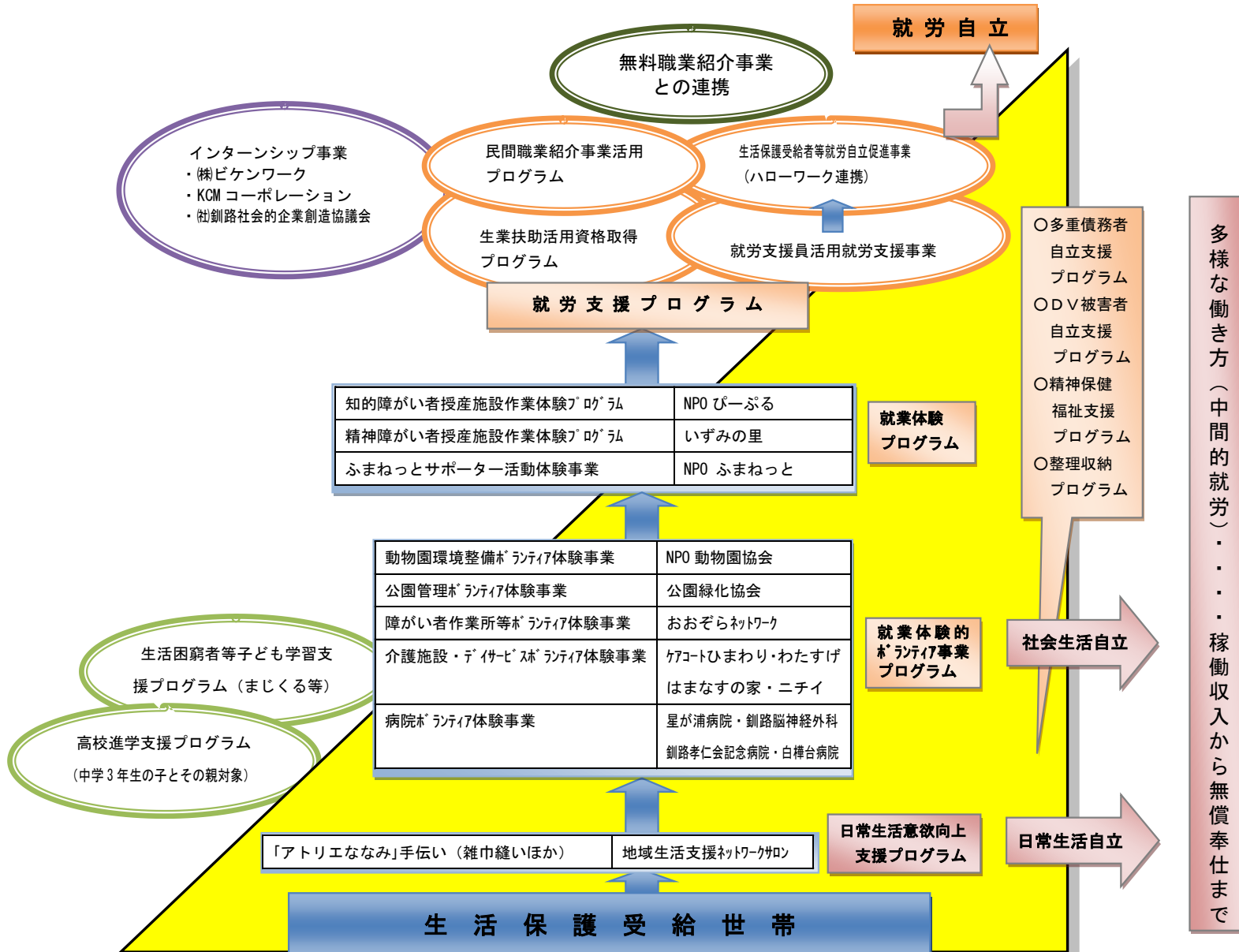
- ①母子世帯へのアンケート調査 ⇒ 母子世帯の実態の把握
- ②ワーキンググループ会議 ⇒ 外部の意見を反映させた支援方策を検討

全体構図(策定と推進)



現在の自立支援プログラムとその実績

釧路市生活保護自立支援プログラム全体概況（H30年4月現在）



日常生活意欲向上支援プログラム

えぷろんおばさんの店

就労支援プログラム

公園インターンシップ事業

就業体験プログラム

阿寒農園における農作業体験

高校進学希望者学習支援プログラム

冬目荘“高校行こう会”

オッチャンたちの誇り・働く権利

【支援】
ケースワーカー・
民生委員・パーソ
ナルサポーター
など

【支援】
地域・事業所・
関係機関
など

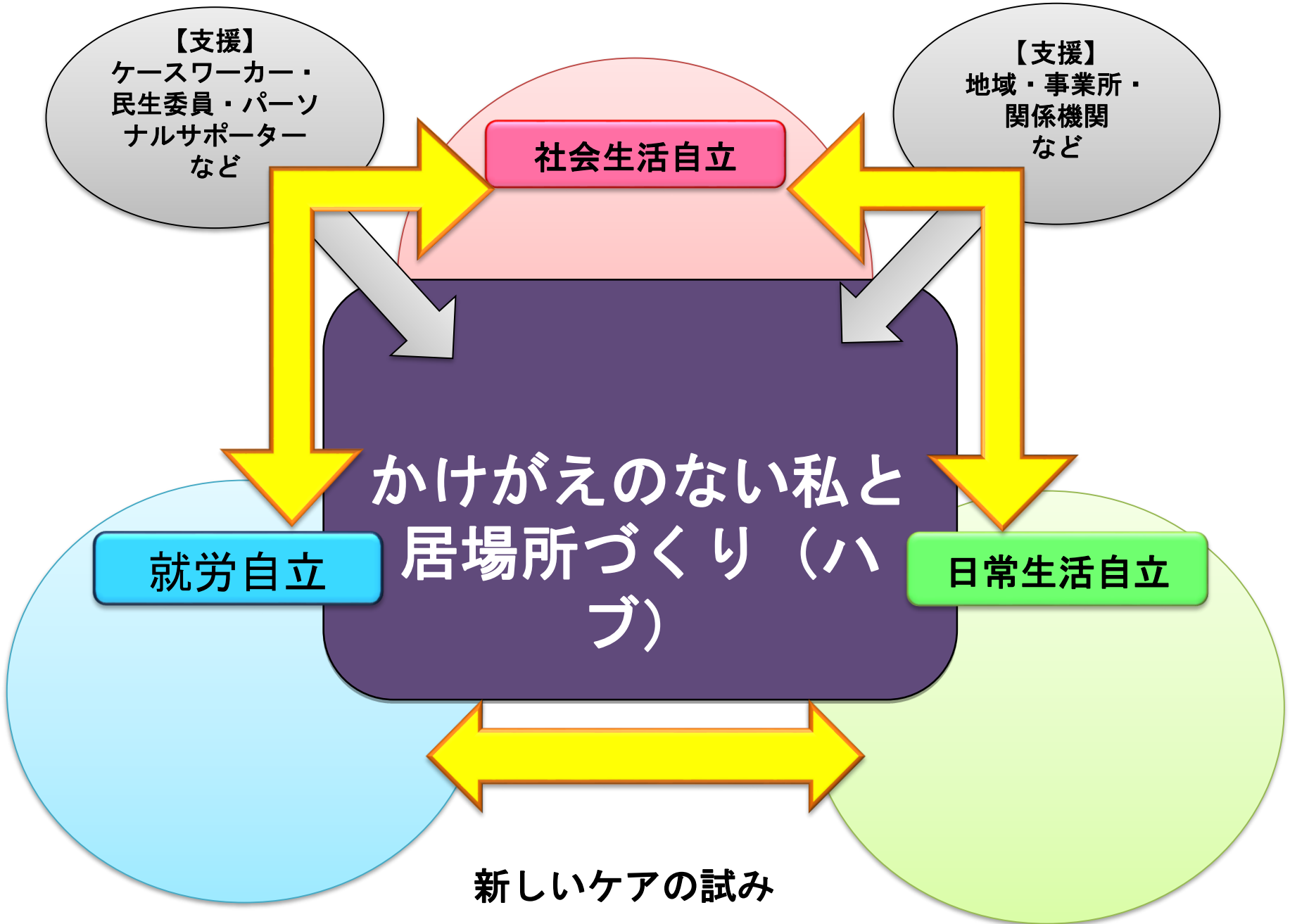
社会生活自立

就労自立

かけがえのない私と
居場所づくり (ハ
ブ)

日常生活自立

新しいケアの試み

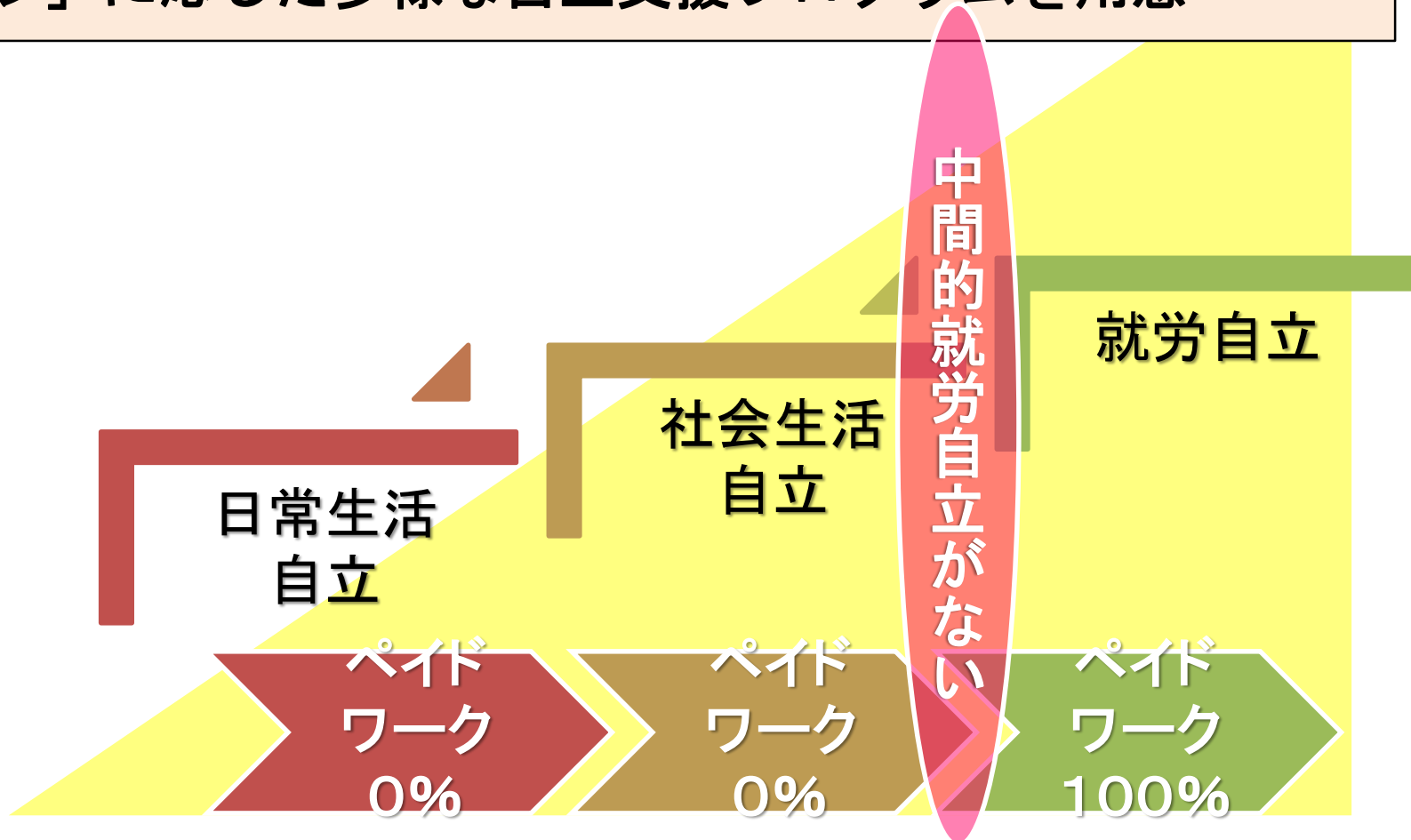


沿革

年度	内容
平成16年	釧路市生活福祉事務所が、母子世帯の母親を対象にした自立支援に取り組み、「自立支援プログラム釧路モデル」がスタート。
平成24年	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会を設立し、釧路市より緊急雇用創出推進事業を受託。「社会的居場所づくりと連動した雇用の創出研究事業」を実施する。
平成25年	緊急雇用推進事業で創出された事業を実施するため、釧路市より「就労移行型インターンシップ事業（整網作業）」を受託。合わせて、釧路市と北海道より「自立相談支援事業」のモデル事業も受託した。また、厚生労働省・社会福祉推進事業「生活困窮者等への中間的就労（非雇用型）の場のモデル創出事業」も実施。
平成26年	引き続き、釧路市より「就労移行型インターンシップ事業」、釧路市・北海道より「自立相談支援事業（モデル事業）」を受託。さらに「就労準備支援事業（モデル事業）」も受託した。
平成27年	生活困窮者自立支援制度として、釧路市より「就労移行型インターンシップ事業（被受給者就労準備支援事業）」・「就労準備支援事業」、釧路市・北海道より「自立相談支援事業」を受託。

釧路モデルの分析

ただちに就労困難、あるいはケースワークだけでは就労困難な生活保護受給者を対象にご本人の「ステージ」に応じた多様な自立支援プログラムを用意



地域で支えられていた人が

支える人に回る仕組みを構築

生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・ 漁業は、釧路市・厚岸町の基幹産業であるが、その下支えをしている漁網業界の現場（整網作業）で高齢化が進み、担い手不足により業界の存続が危惧されている。
- ・ 整網作業は、機械化するのが困難であり、今後も手作業に頼るしかないのが現状である。
- ・ 新たな担い手が生まれにくい大きな要因は、作業の習熟度が上がらないと、一定の収入が得られないことにある。
- ・ そこで、本協議会の取り組む中間的就労自立の場として、整網作業に取り組み、同時に問題解決を図るのが狙いである。

釧路市都市経営戦略プラン

人材育成と 雇用づくり



生活保護受給者の
就労の様子
(自立支援プログラム)

地域の労働力を向上させ、釧路市を支える確かな基盤を作るため、地域経済を支える人材の育成に取り組みます。

新たな雇用の場を創出するため、企業と求職者のマッチング、雇用の場となる中小企業の支援を行うほか、ソーシャルビジネスによる雇用づくりに取り組みます。

具体的な取組例

- 将来の担い手である子どもたちに向けた、職業や社会を体験できる場づくりや学んだことを社会で実践できる場づくり など
- 釧路における様々な事業を支えるための有資格者の養成や人材育成を図る取組
- 生活保護受給者の中間的就労自立に向けた調査研究
- 地元技術や匠（人）の認証制度など頑張る企業、挑戦する企業を応援する取組
- ソーシャルビジネスの担い手となるNPOなどが活動しやすい環境づくり

生活困窮者自立支援生活相談センター

困ったときは… **生活相談支援センター**

『**くらしごと**』へ まずはお電話を！

☎0154-65-1250

地域の中にはいろいろな
解決方法があります。

相談あいてが
いない
仕事がない 生活が
家族のことで… 苦しい



駒川市・駒川管内生活相談支援センター

くらしごと
暮らし×仕事



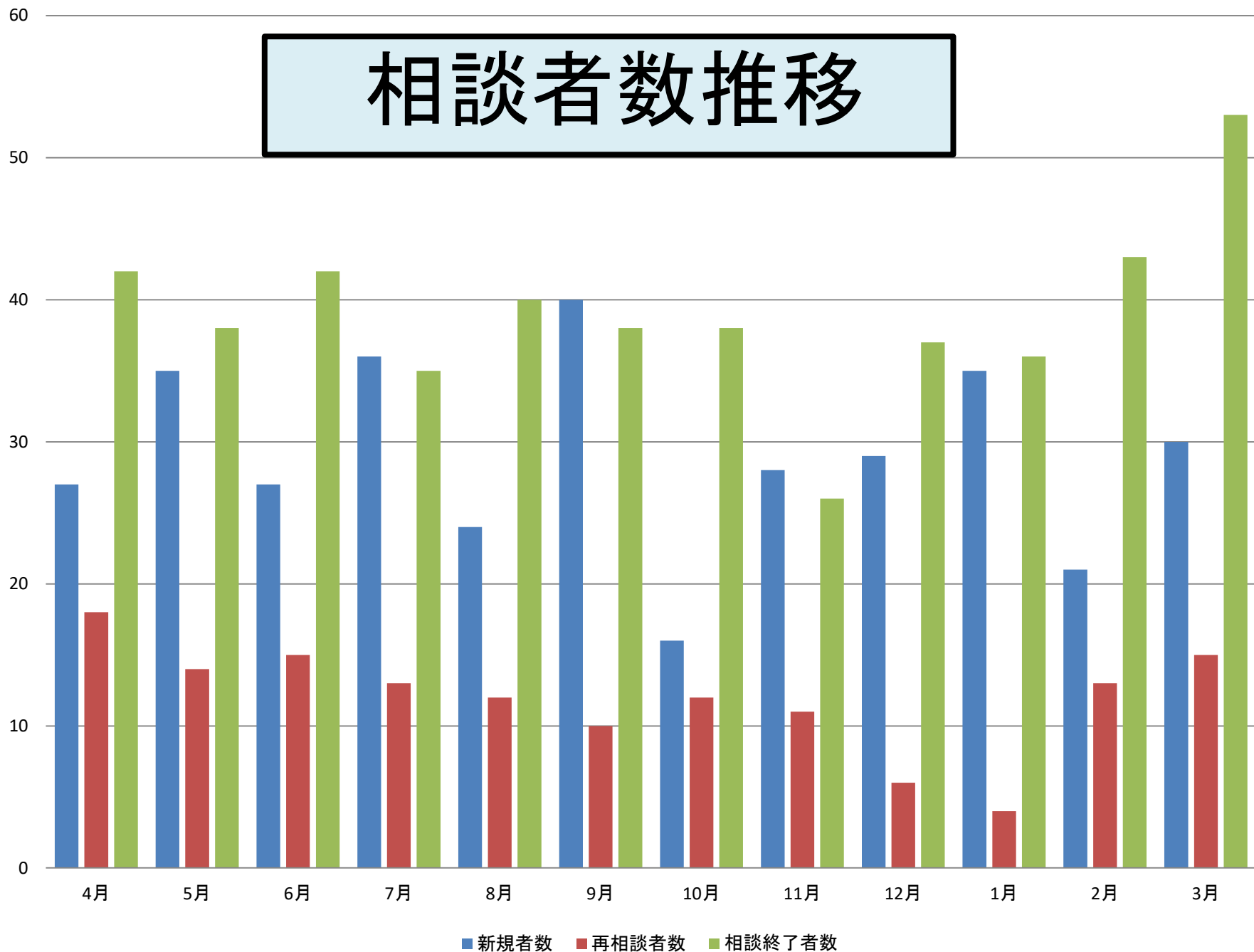
相談・支援はすべて無料です。個人情報など秘密は厳守します。

まずはご相談ください。
ご本人と一緒に解決方法を考えます。

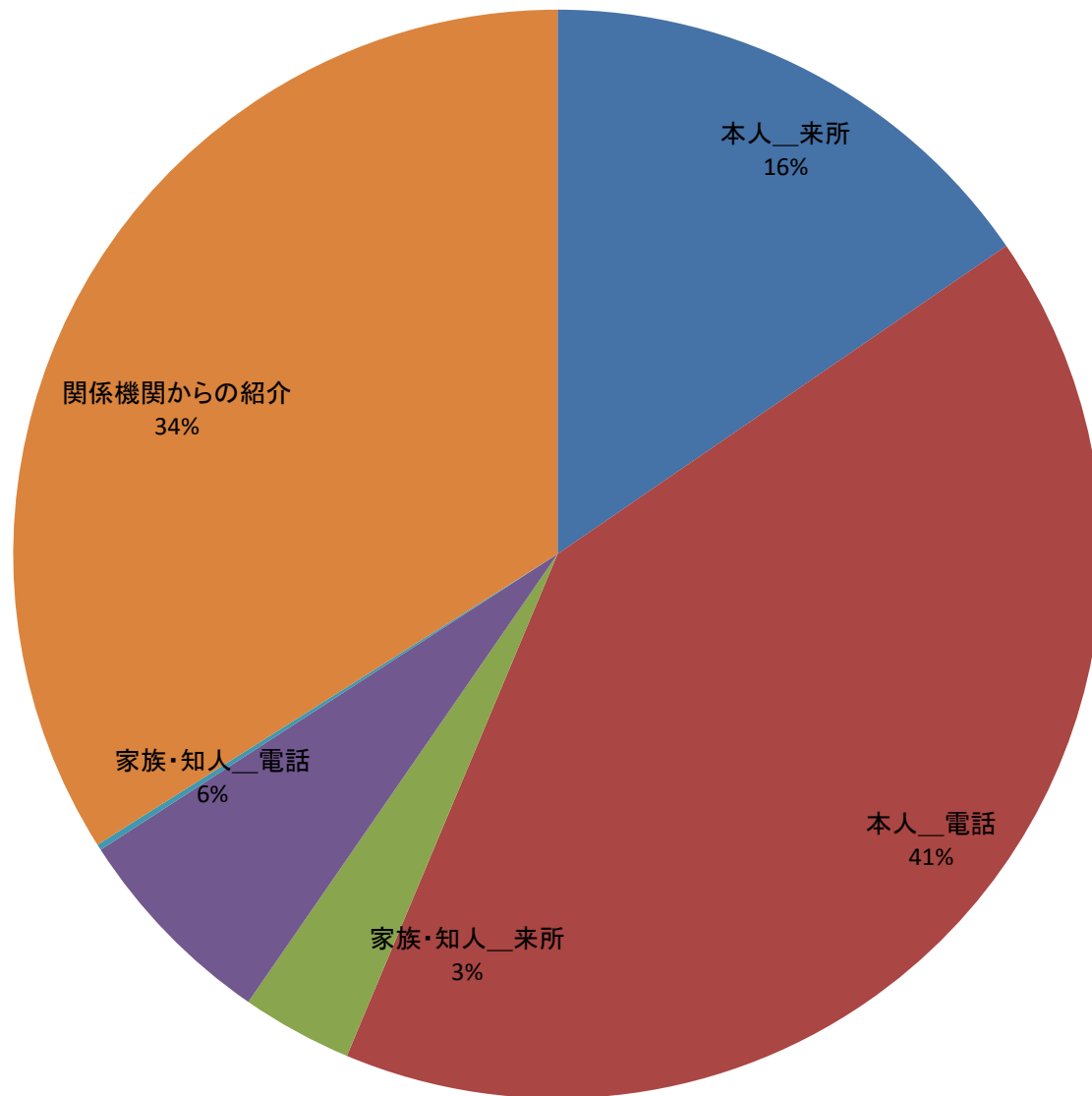
こんなこと相談してもいいのかなあ〜と思っても…気軽に電話してください。

★ 詳しくは、裏面をご覧ください。★

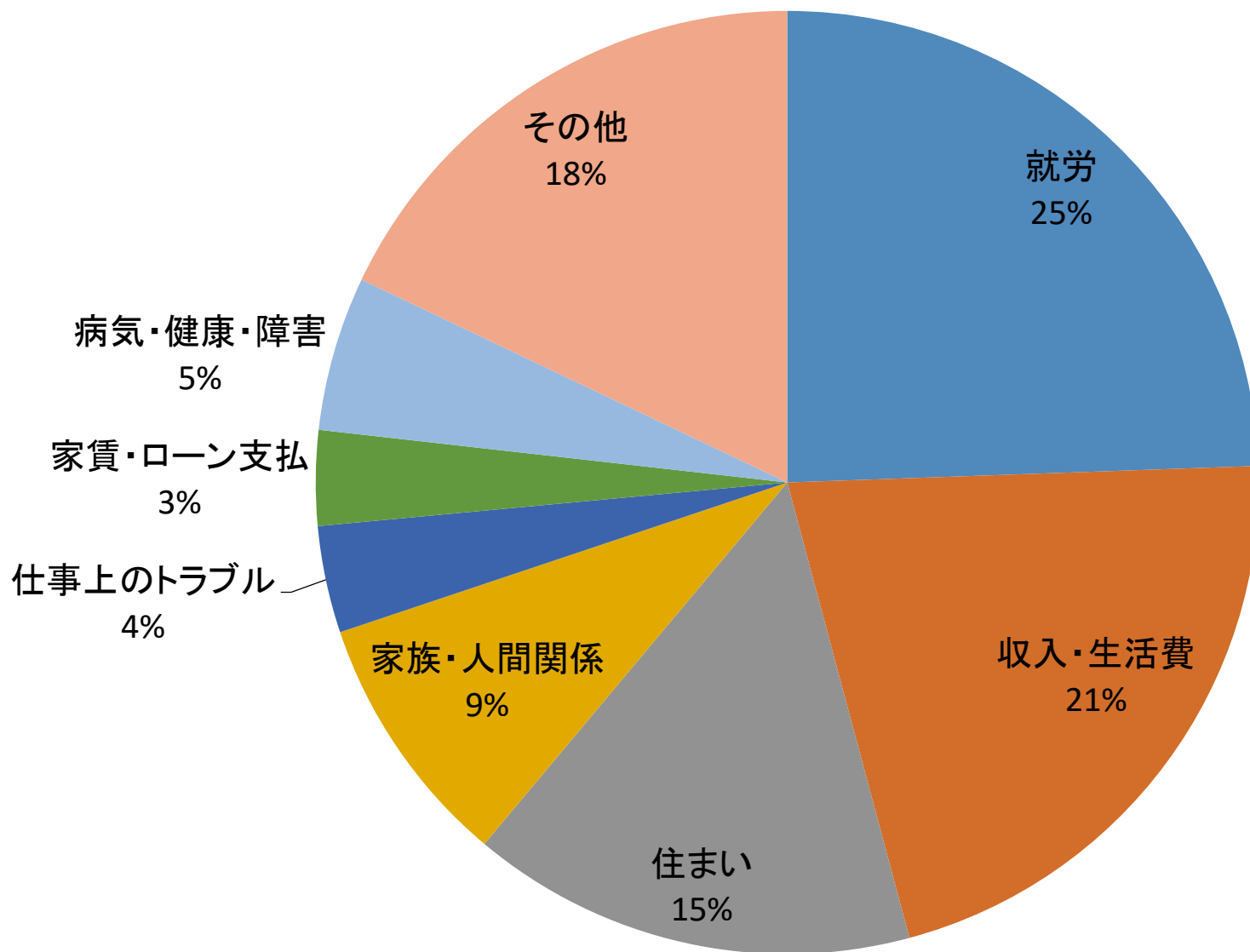
相談者数推移



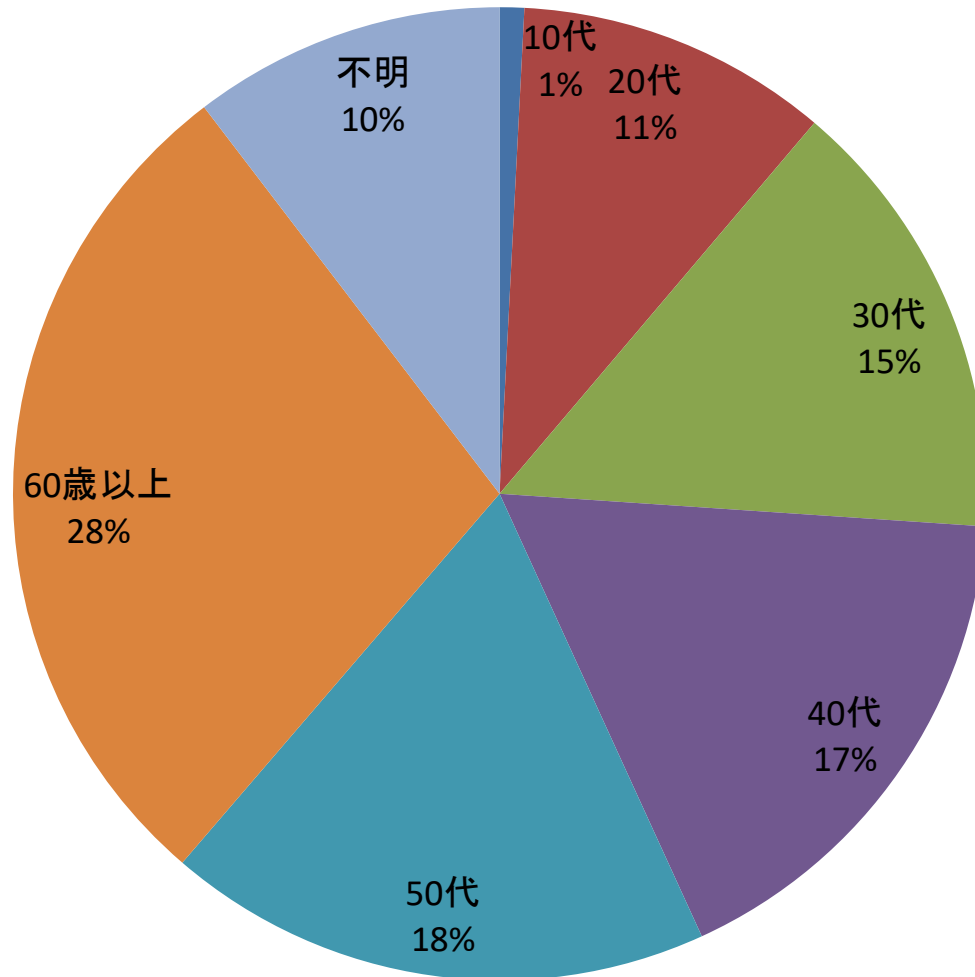
29年度相談経路



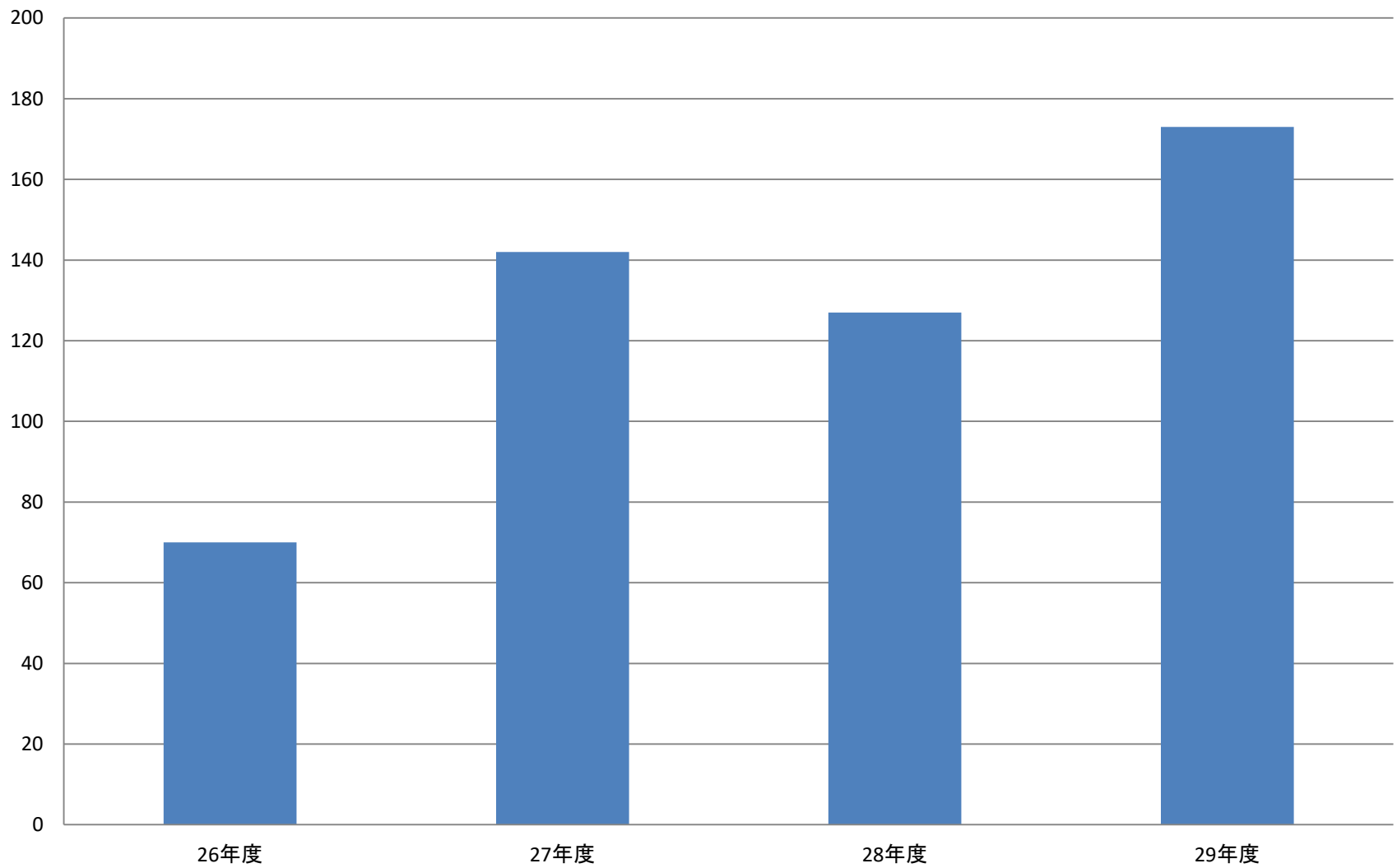
ご相談内容について



29年度相談年齢構成

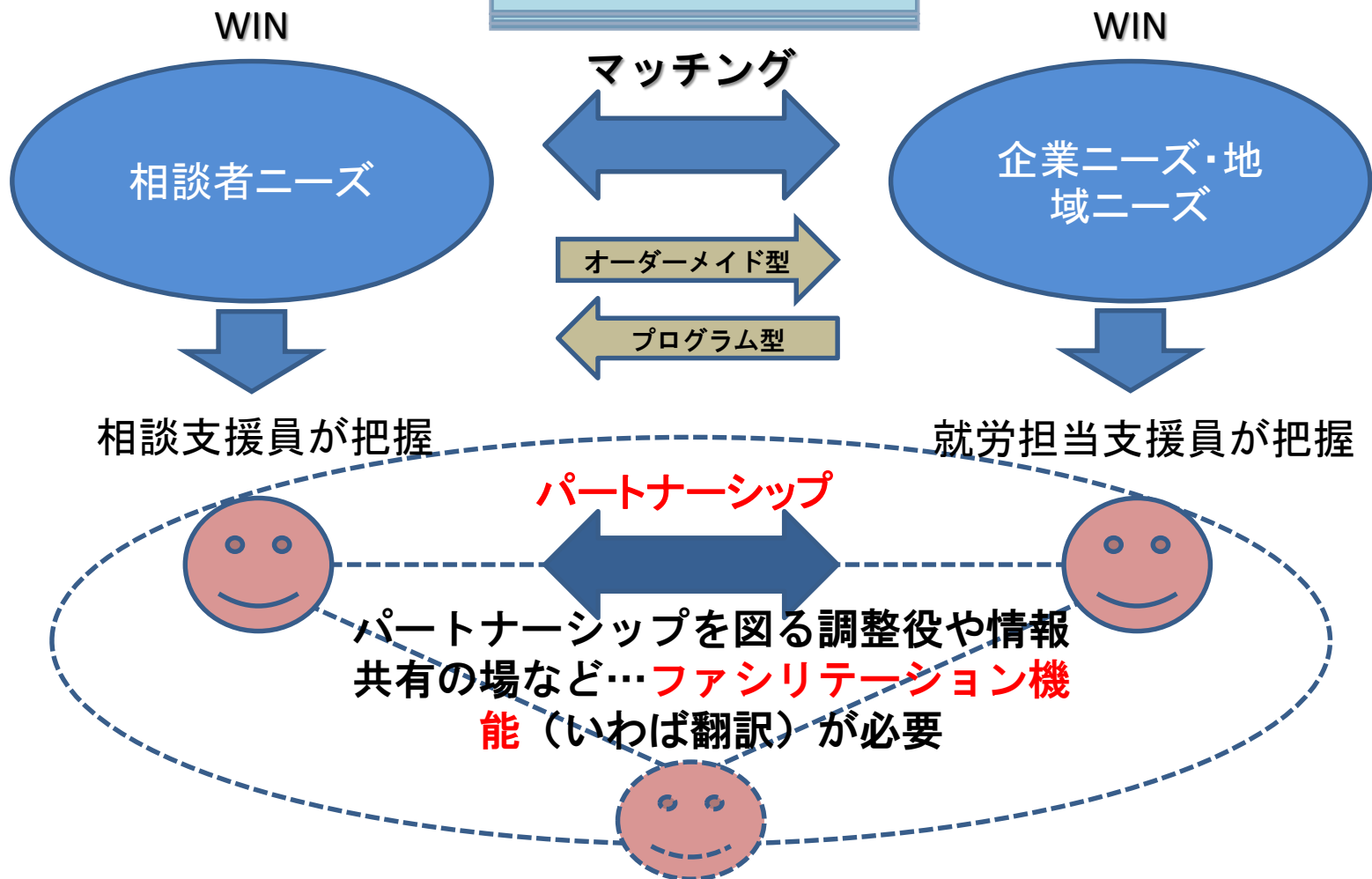


就劳者数推移



求められる支援付就労（個別支援）

就労実績や就労準備支援の場が生まれ、
地域づくりにつながる



就労体験による段階的な就労支援

ステージ 1

日常生活自立
社会生活自立

・ 当協議会内における内職作業

- ・ 職員に見守られた中で成果報酬型の内職作業に参加し、日常生活自立・社会生活自立を目指す。

ステージ 2

社会生活自立
就労自立

・ 協力企業にて見学・体験

- ・ 日常生活自立・社会生活自立が図れてもいきなり働き始めるのではなく、まずは実際の仕事を見学し、その上で体験を行う。体験期間はその都度設定を行う。

ステージ 3

社会生活自立
就労自立

・ 短時間就労

- ・ 体験の結果、双方が希望すれば雇用契約を結び働き始めるが、ここでもいきなりフルタイムではなく、半日勤務、あるいは3日前後の勤務からスタートする。

ステージ 4

就労自立

・ 長時間就労（一般就労）

- ・ 短時間労働を経て双方の確認が取れば、長時間勤務（フルタイム）に切り替え、就労自立を果たす。

定着支援

退職支援

漁網の整網作業

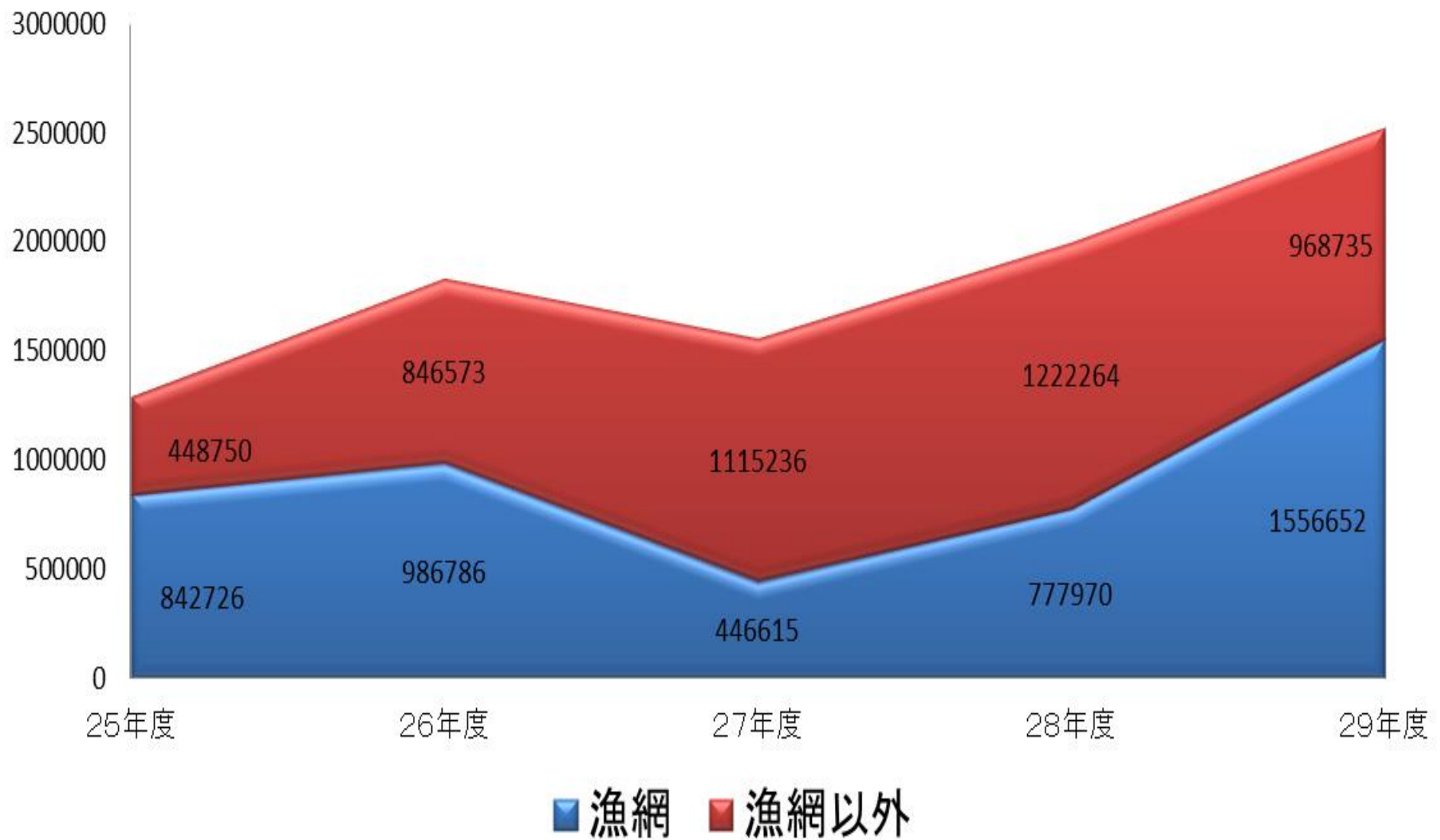
釧路市指定ごみ袋の封入作業



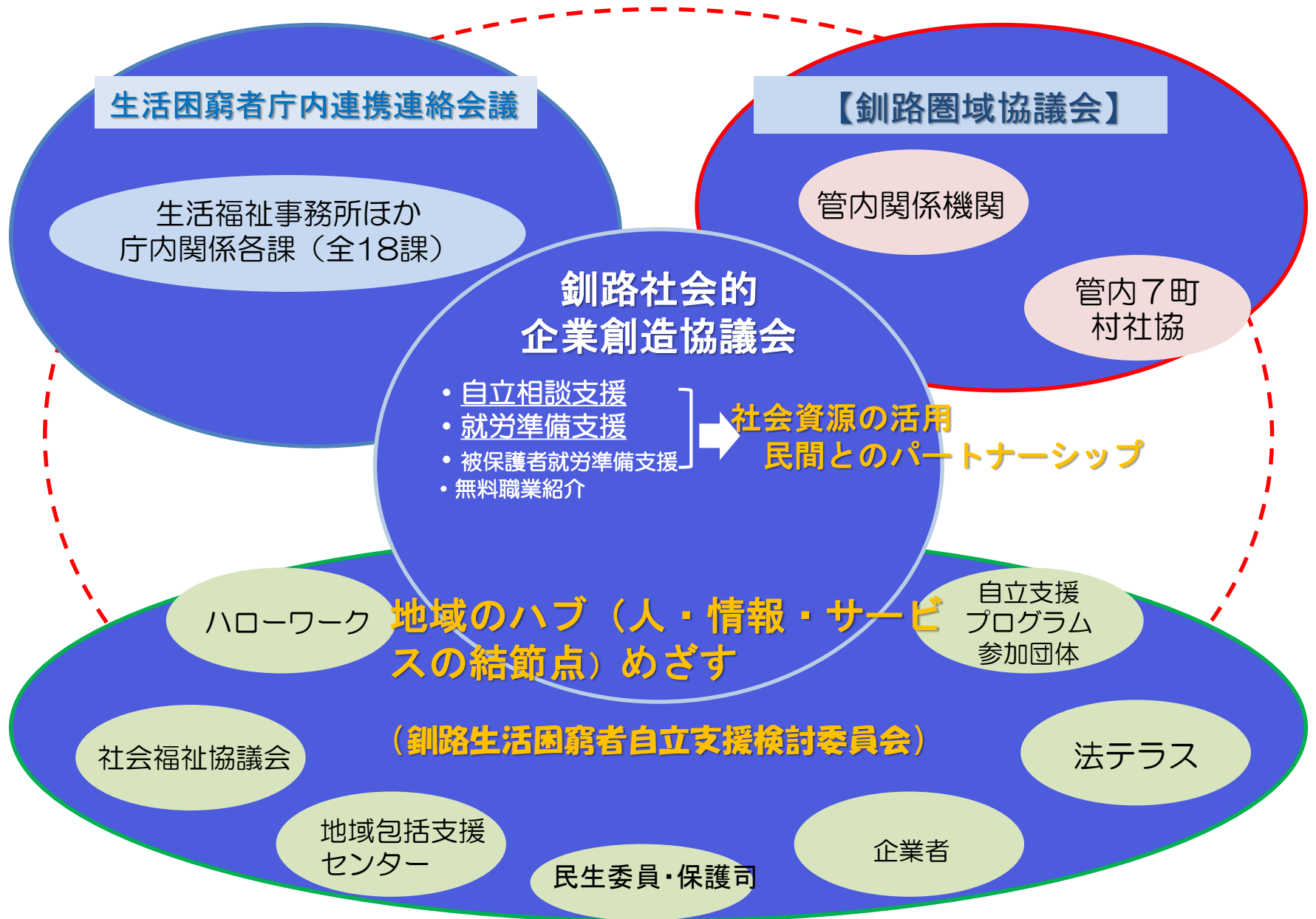
清掃技能講座

見学・体験・切り出し・分解

稼ぎ高



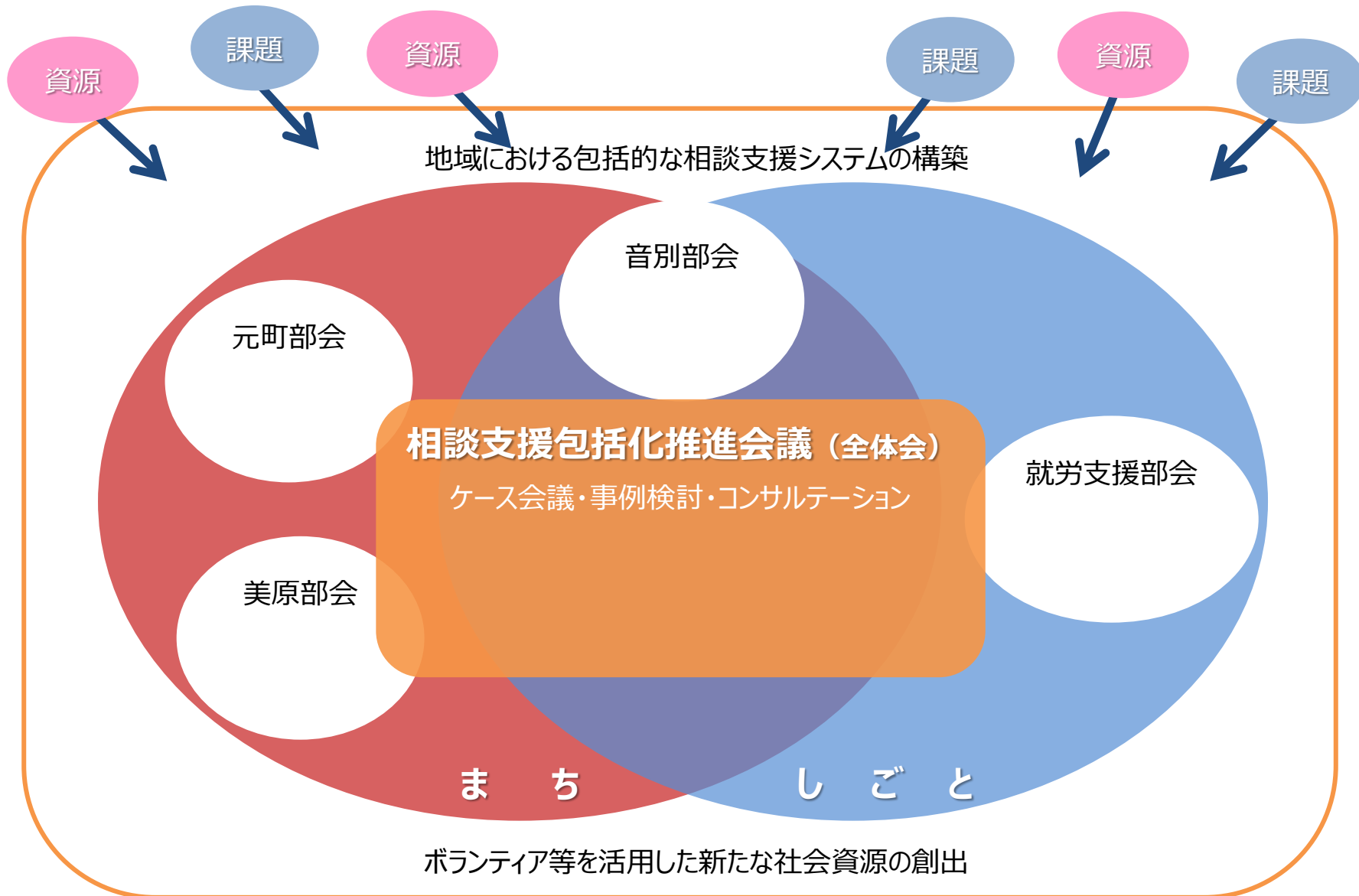
コミュニティオーガナイズング



釧路市生活困窮者自立支援検討委員会

包括的な相談支援システム構築事業について

以下のような具体的な試みを通じて、協働による包括的支援体制を構築する。



みはらかがやき食堂

元町お寺食堂（地域の居間）

就労支援部会（いわば就労C）

企業・障がい者支援団体と

ジョブコーチとの協働

旧音別町の就労・就農支援と暮らしにつながる

- ◆人口減 2005年平成の大合併
人口2,756人⇒2018年1,833人
歩いている人を見かけない
- ◆中心から周辺になる。議員ゼロ。
- ◆基幹産業は酪農・林業・・・酪農
ヘルパーはベトナム人、大企業の
林業あるが隙間産業は困難。
- ◆2社になる落（秋田落）が特産

- ◆営農を辞める酪農家たち・・・
激しい貧富の差と自尊心

- ◆音別部会立ち上げ・・・作付け
山菜工場の立ち上げ等を通じ
自己肯定感の回復と関係づくり

- ◆中間的就労が暮らしを支える

住民主体の団体立ち上げ・音別ふき落団

「ふきで音別町が有名になり、若い人から年配の方まで、どんな人も自信を持って、
イキイキと暮らせる」
というビジョンを掲げて、2017年5月10日『一般社団法人 音別ふき落団』設立。

活動概要

各々の活動の場を通した生きがい創出と人の繋がりをつくりだす、農福連携による地方創生。

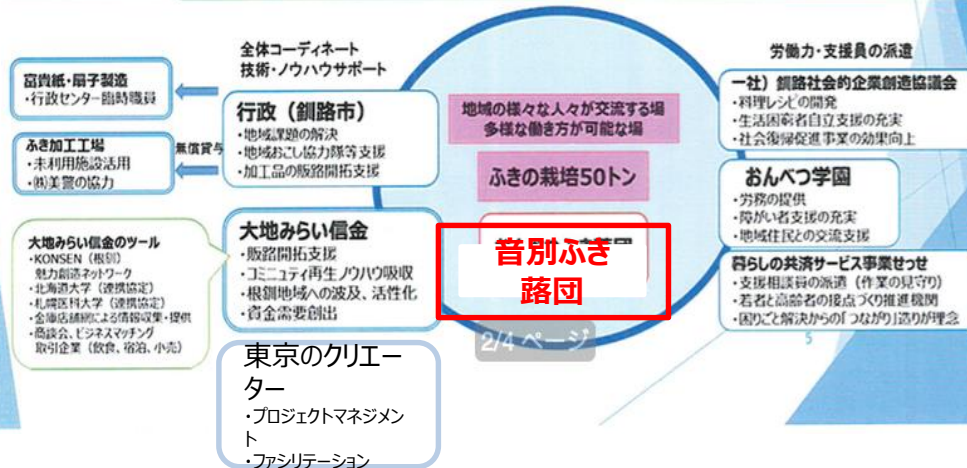
多様なプレイヤーがスキル・知見・人脈を提供しあって活躍している。

音別ふき落団が「かけがえのない私（自分）と居場所づくりのハブとなる

「音別モデル」～地域で支えられていた人が支える人に回る仕組みの構築

- ①地域資源で稼ぐ仕組みの構築
- ②落のお世話を通じてコミュニティの形成、自立促進
- ③生活保護、福祉サービスに依存しない持続可能な地域モデル

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源「ふき」の復活 ・農福連携（産学官金連携）による地域資源活用ビジネスモデル構築 ・高齢者等が暮らしやすい、支えあう住民交流がある町づくり
革新性・可能性	<ul style="list-style-type: none"> ●農福連携事業において、中間的就労を一定程度抱えながら、地域の基幹産業に育て、かつ必要なコミュニティ形成を進め、持続可能な地域づくりを推進する。※中間的就労（一般的就労が難しい人が段階的に社会との接点を持ちながら自立を図る働き方） ●地域資源の発掘（復活）によって、多様な働き手・支援者の生き甲斐を充足させる試み。 ●ビジネスでもなく、公共福祉サービスでもない、地域にしかできないコミュニティ活動 ●コミュニティそのものが地域の付加価値であるという価値観の醸成



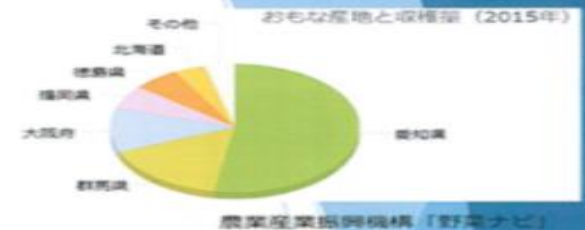
音別ふき落団を中心に、行政・地域の信金・社団法人・障がい者学校・東京のクリエイターが協働。上記ロゴも東京のクリエイターがビジョンに共感し制作。寄り添う人と人を表現。生活困窮者・障がい者の働く機会の提供による自立支援と地域が抱える担い手不足という問題を解決へ。

今後の展望

日本財団「わがまち基金」の助成を活用しながら、ビジョンの実現を目指す。
2・3年目も住民主体で商品開発と販路開拓を行い、『音別ブランド』づくりへ。
その活動の価値・商品の価値を伝えるための活動や仕掛けづくりに力を注ぎたい。

路のマーケットについて

- 路は、たけのことともに春を告げる食材で、ふきの花茎（蕾）である「ふきのとう」は春の季語にもなっている。
- 産地ランキングでは北海道は全国6番目、トップは愛知県、3位は大阪府となっており、消費は主に関西圏の占める割合が高い。
東京都中央卸売市場におけるふきの価格（平成28年）は、1キログラム当たり474-255円（年平均331円）の幅で推移。
- 北海道の主な山菜類生産量は、ふきが生産量の約9割を占めるといわれています。平成28年度の北海道の路生産量は約356^{トン}（全国では約11万^{トン}）
- 旬を大切に作る食材で、**数少ない日本原産の野菜であるふきは、和食の代表的な素材**であり、佃煮、味噌煮、炒め煮などのほか、葉はそばろ煮などの調理法がある。ふきの清々しい苦みは油との相性がよく、肉料理や炒め物に取り入れられる。
- 路は生の状態では鮮度落ちが早く、収穫3日目より劣化が始まります。加工技術の進化から、水煮などで通年手に入る食材となっていますが、流通方法は研究・改良の余地があります。



事業者に向けては、生ふき・水煮等加工品の適正バランス等通年販売体制の構築、歩留りの向上（葉の活用、ふきのとう、防虫・防疫等栽培方法）、鮮度と食味の保持に力点を置きます。

音別のブランド化

- 北海道の路生産量は約356^{トン}で北海道一位は足寄町の約50^{トン}。
- 50^{トン}の生産体制は北海道トップクラスとなり存在感を出せる規模です。
- パッケージの開発、新たなイベントの立ち上げ、新たな食べ方の提案などを通じて、音別の路をブランド化し、地域の価値を高めたい！



日本原産の路。流通先やクリエイターと連携をしながら、秋に収穫できる「ふきのとう」、シャキシャキした路のブランド化を目指したい。

地域の人たちの誇りや愛着醸成、人と人のつながりづくりを大切にしながら、その思想に共感し応援してくれる人を増やしていきたい。 36

まとめ

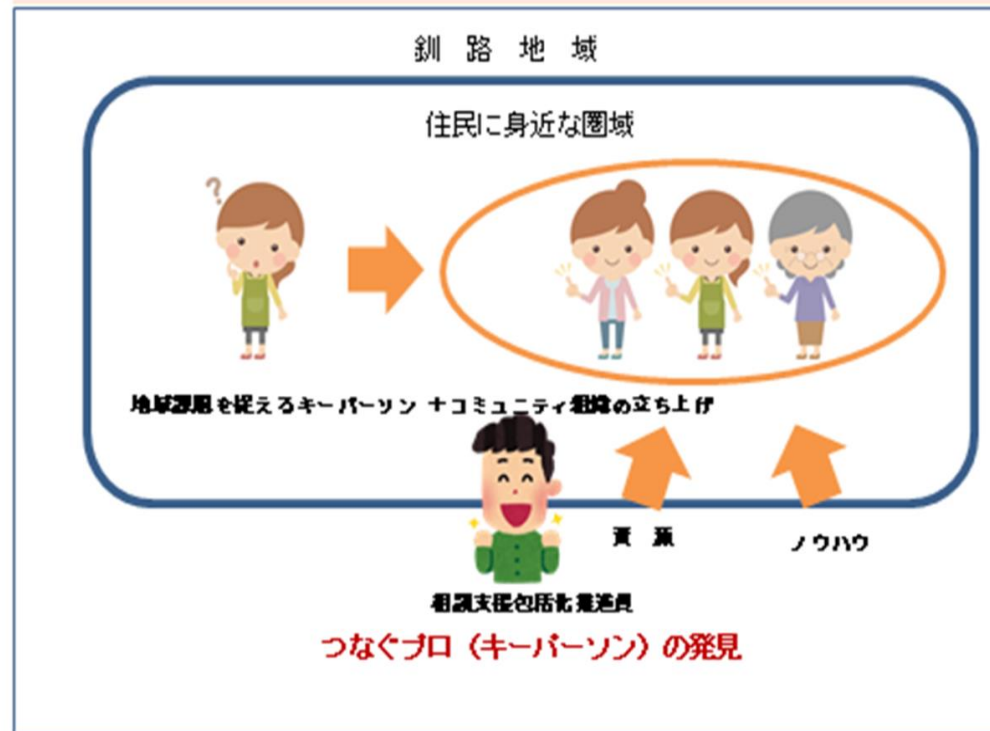
①自己肯定感・エンパワメント・ストレングスの視点

②居場所・通い場・社会参加・・・「ひきこもり当事者は『混沌の物語』を生きている。(山吹健司)

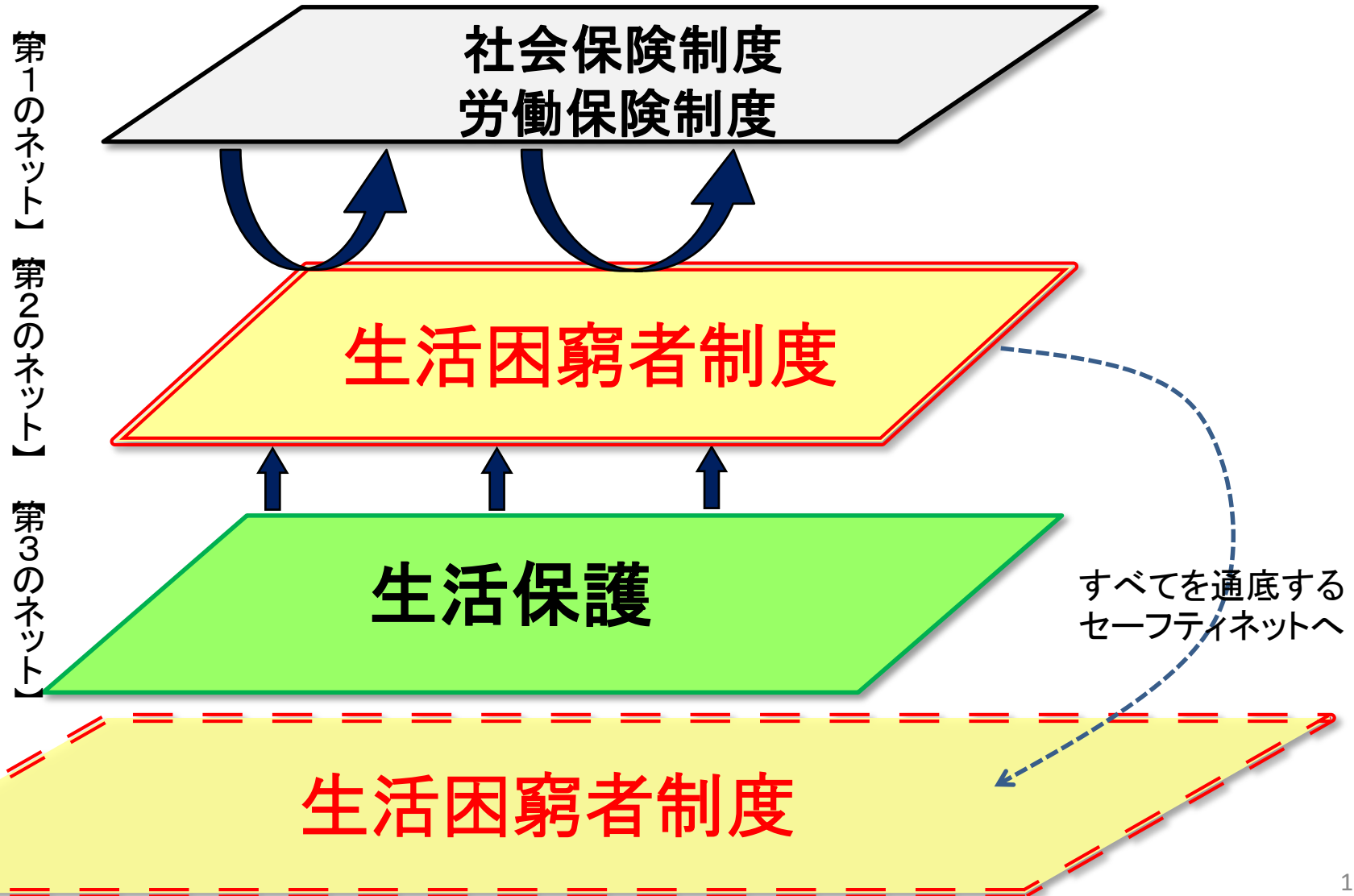
③就労準備支援員の役割
・面接相談員とは違う立ち位置。場づくりの役割と
(障がいetc)専門職や企業とつながる役割。

④共生型地域づくりとも
つながる役割

相談支援包括化推進員の役割・・・コミュニティワーク



資料 生活困窮者自立支援制度の意義



生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)

・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員(※)とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

(※)自治体職員(関係分野の職員を含む)、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

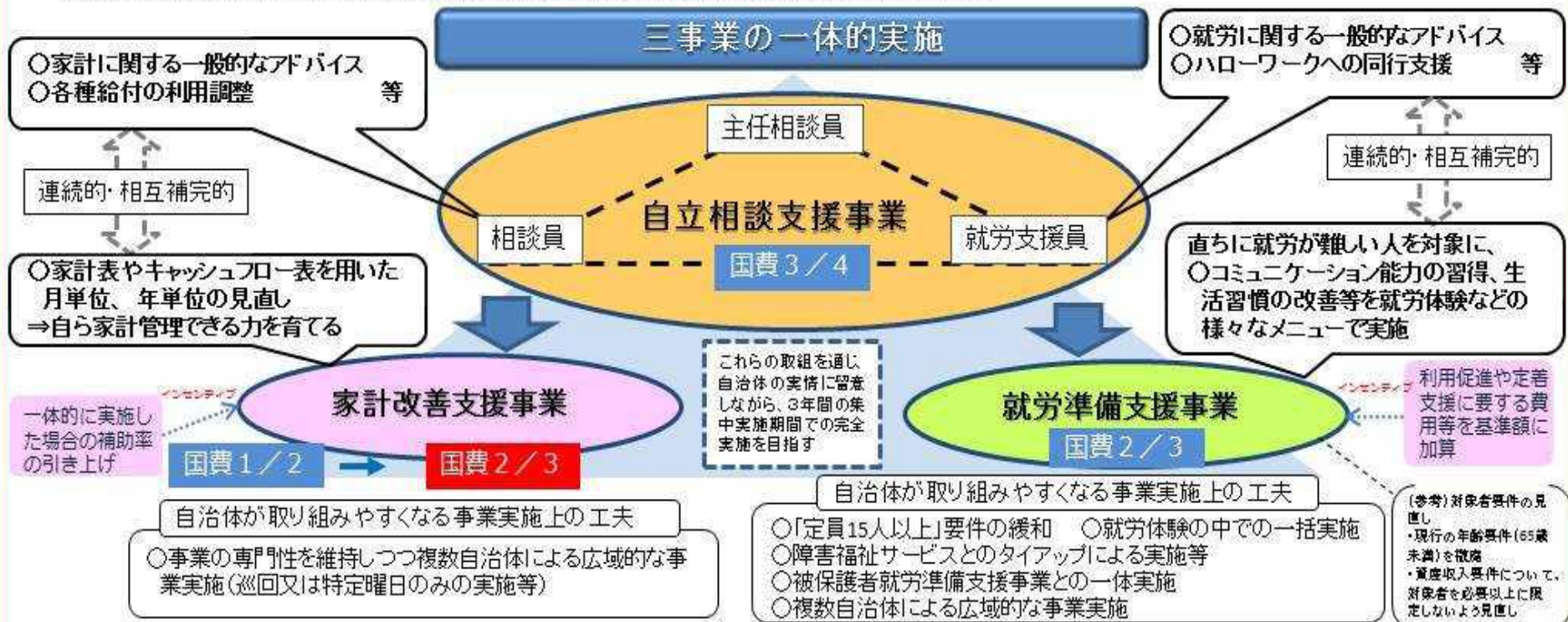
・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。
- ※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。